

資料

- 資料 1 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱
- 資料 2 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿
- 資料 3 令和 4 年度京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要
- 資料 4 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程
- 資料 5 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会委員名簿
- 資料 6 令和 4 年度京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会開催概要
- 資料 7 広報京丹後掲載記事
- 資料 8 総務省 多文化共生事例集（令和 3 年度版）掲載内容

○京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

平成26年5月20日

告示第112号

改正 平成30年3月30日告示第84号

(設置)

第1条 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に暮らすまちづくりの実現に向け、多文化共生推進に係るプラン(以下「推進プラン」という。)を策定するに当たり広く意見を求めるため、京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、多文化共生推進に関し必要と認められる事項

(組織及び委員)

第3条 委員会の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国際交流団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (2) 外国人を雇用する企業等を代表する者又はその企業等の推薦を受けた者
- (3) 外国人の居住、福祉、教育等に関係する団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (4) 多文化共生に関し識見を有する者
- (5) 在住外国人
- (6) 市民公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第5条 委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じて委員会の会議(以下「会議」という。)

に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、調査、研究又は審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月20日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第84号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

■ 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿（敬称略）

委員会 役職	氏 名	所属等	役 職
委員長	藤村 益弘	京丹後市国際交流協会	会長
副委員長	室田 邦枝	京丹後市民生児童委員協議会	副会長
委員	後藤 淳司	NPO 法人京丹後コミュニティ放送	局長代理
委員	榮元 康博	アジアキャリアサービス合同会社	代表
委員	大同 衛	京丹後市福祉サービス事業者協議会	副会長
委員	小石原 洋子	京都プラス精機株式会社	取締役
委員	岡 眞子	京丹後市女性連絡協議会	理事
委員	小倉 伸	京丹後市区長連絡協議会	委員
委員	岡村 圭造	京丹後警察署	警備課長
委員	土出 尉恵	京丹後市社会福祉協議会	課長
委員	西原 あおる	京丹後市小学校長会	理事
委員	上田 隆嗣	京丹後市中学校長会	会長
委員	吉岡 直美	京丹後市商工会	女性部副部長
委員	木村 嘉充	京丹後市観光公社	専務理事
委員	田茂井 ナセル	外国人市民	
委員	于 漫	外国人市民	
委員	櫻井 マイ	外国人市民	

〔アドバイザー〕

一般財団法人ダイバーシティ研究所	代表理事	田村 太郎
------------------	------	-------

〔オブザーバー〕

公益財団法人 京都府国際センター	事業課長	近藤 徳明
------------------	------	-------

〔事務局〕

市長公室	市長公室長	川口 誠彦
市長公室政策企画課	課長	松本 晃治
市長公室政策企画課	課長補佐	大江 敦博
市長公室政策企画課	主任	増田 あづさ
市長公室政策企画課	国際交流員	ジェシカ イエ
京丹後市国際交流協会	事務局長	麻田 友子

■ 令和 4 年度京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要

① 第 1 回京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会

日 時：令和 4 年 6 月 29 日（水）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201 会議室

出 席 者：委員 15 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 6 名

内 容：1. 委員委嘱及び紹介
2. 委員長及び副委員長の選任
3. 第 3 次多文化共生推進プランの策定について
4. アンケートの実施について
5. 意見交換

② 第 2 回京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会

日 時：令和 4 年 10 月 20 日（木）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201 会議室

出 席 者：委員 15 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 5 名

内 容：1. アンケート調査の結果について
2. プランの基本理念、目標、基本方針等について
3. 課題と今後の展望について

③ 第 3 回京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会

日 時：令和 5 年 1 月 23 日（月）午後 1 時 30 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201 会議室

出 席 者：委員 13 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 5 名

内 容：1. 第 3 次多文化共生推進プランの策定について

○京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程

平成 26 年 5 月 19 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 多文化共生のまちづくりを推進するための庁内組織として、京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 多文化共生に関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げることのほか、多文化共生のまちづくりの推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会の長（以下「議長」という。）は、市長公室政策企画課長をもって充てる。

(議長の職務)

第 4 条 議長は、会務を総理する。

2 議長は、委員会において必要があると認められるときは、関係機関等に対して出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて、議長が招集する。

2 委員会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日訓令第 4 号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月12日訓令第6号）

この訓令は、平成29年5月12日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第7号）抄

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月12日訓令第9号）

この訓令は、令和3年5月12日から施行する。

別表（第3条関係）

職名
市長公室政策企画課長
市長公室地域コミュニティ推進課長
総務部総務課長
総務部総務課基地対策室長
総務部デジタル戦略課長
市民環境部市民課長
医療部医療政策課長
健康長寿福祉部生活福祉課長
健康長寿福祉部健康推進課長
商工観光部商工振興課長
商工観光部観光振興課長
建設部都市計画・建築住宅課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局子ども未来課長
消防本部総務課長

■ 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会 委員名簿（敬称略）

職 名	氏 名	備 考
市長公室政策企画課長	松本 晃治	
市長公室地域コミュニティ推進課長	羽賀 万智子	
総務部総務課長	中西 陽一	危機管理監
総務部総務課基地対策室長	松本 優	丹後市民局長
総務部デジタル戦略課長	上羽 正行	
市民環境部市民課長	平林 智子	
医療部医療政策課長	松本 智子	
健康長寿福祉部生活福祉課長	川戸 泰博	次長
健康長寿福祉部健康推進課長	金木 泰憲	
商工観光部商工振興課長	島貫 博志	
商工観光部観光振興課長	大江 裕	
建設部都市計画・建築住宅課長	中川 正明	
教育委員会事務局学校教育課長	川村 義輝	
教育委員会事務局子ども未来課長	蒲田 幸宏	
消防本部総務課長	山添 勝弘	

〔事務局〕

市長公室政策企画課	大江 敦博	課長補佐
市長公室政策企画課	増田 あづさ	主任
市長公室政策企画課	ジェシカ イエ	国際交流員
京丹後市国際交流協会	麻田 友子	事務局長

■ 令和 4 年度京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会開催概要

① 第 1 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：令和 4 年 6 月 27 日（月）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201 会議室

出 席 者：委員 14 名

内 容：1. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について（令和 5 年度～）
2. 各課における多文化共生の取組や在住外国人に関する課題等について

② 第 2 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：令和 4 年 10 月 17 日（月）午後 2 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 3 階 301 会議室

出 席 者：委員 14 名

内 容：1. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について（令和 5 年度～）
2. アンケート調査の結果について
3. プランの具体的な施策等について

③ 第 3 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：令和 5 年 1 月 17 日（火）午後 2 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201 会議室

出 席 者：委員 15 名

内 容：1. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について（令和 5 年度～）

■ 広報京丹後掲載記事



多文化共生の社会へ 外国人市民ら意見交換

(令和4年8月号)

国籍や民族、文化などの違いを認め合い、ともに豊かに暮らせるまちづくりを推進することを目的とした「市多文化共生推進プラン策定委員会」が6月29日、峰山庁舎で開催されました。

「第2次京丹後市多文化共生推進プラン」の最終年度となる今年度は、これまでの取り組みなどの検証を行い、その現状や課題を踏まえて、来年度新たに「第3次京丹後市多文化共生推進プラン」を策定する予定です。

会議には、市国際交流協会や外国人を雇用する企業、外国人市民など委員16人が出席。意見交換では「外国人が日本で生活する上で文化や言葉



委員会の様子

の壁が課題になっている」などの意見や要望が上がりました。

8月には市民に向けた多文化共生アンケートを実施予定です。

(令和4年9月号)

	令和4年 (458)	平成29年 (414)
韓国・朝鮮	63	75
中国	47	53
フィリピン	119	114
アメリカ	11	14
ベトナム	125	130
その他	93	28

(単位/人)

市内には約610人(市人口の1・18%)の外国人が暮らしており、国籍も29カ国と多様化しています。国籍別ではベトナムやフィリピンの多く、上のグラフ以外にも約160人の米軍関係者が暮らしています。年代別では20代が最多、次が30代となっており、日本人市民より若い世代の割合が多くなっています。また、外国にルーツを持つ家庭・子どもも増えていきます。市内に暮らすさまざま

本市の外国人状況

市内には約610人(市人口の1・18%)の外国人が暮らしており、国籍も29カ国と多様化しています。国籍別ではベトナムやフィリピンの多く、上のグラフ以外にも約160人の米軍関係者が暮らしています。年代別では20代が最多、次が30代となっており、日本人市民より若い世代の割合が多くなっています。また、外国にルーツを持つ家庭・子どもも増えていきます。市内に暮らすさまざま

第3次プランの策定に向けて

市は、国籍や文化の違いを認め合いながら共に暮らせる豊かな社会を目指し、平成26年に府内初となる「京丹後市多文化共生推進プラン」を策定しました。平成29年には、5年計画の第2次プランを策定し、今年度は第3次プランの策定を進めています。

国籍や文化の壁を越えて
「ともに豊かに暮らせるまち」へ

まな国籍・文化的背景を持つ外国人市民も、私たちと同じ地域の一員です。言葉や文化の違いから「分からない」と距離を置かず「お互いを知る」ことから始めてみませんか。

やさしい日本語を使う

「やさしい日本語」とは言葉の通り、普通の日本語より簡単で分かりやすい日本語のことです。会話などの時に、言葉を短く区切って話すことで分かりやすくなります。ぜひ試してみてください。

【例】

- 「どちらからお越しですか」
- 「どこから・来ましたか」
- 「少々お待ちください」
- 「少し・待って・ください」
- 「時間厳守」
- 「決まった・時間を・守って・ください」



市のSDGsロゴマークを考えるワークショップには多様な国籍の人が参加

■ 総務省 多文化共生事例集（令和3年度版）掲載内容



No.43 城陽市国際交流協会 [京都府]/ 京丹後市国際交流協会 [京都府]/
(公財)西宮市国際交流協会 [兵庫県]/NPO 法人安芸高田市国際交流協会 [広島県]
広域多市連携パートナーシップ協定に基づく災害時協力

Keywords : 多言語対応、情報発信、災害対応、地方公共団体間の広域連携、組織・人材づくり

背景

災害時に外国人住民のために多言語での情報提供や相談対応を行うために、地方公共団体や国際交流協会による「災害時多言語支援センター」(以下「センター」という。)の設置が各地で進められている。しかし、地域の国際交流協会が単独でセンターの運営に必要な人材や資金、ノウハウ等を確保することは難しい。外国人に係る防災対策に関してこのような問題意識を抱いていた京丹後市、西宮市、安芸高田市の各国際交流協会の職員は、(一財)自治体国際化協会の多文化共生マネージャー事業[※]における職員同士の交流を通じて意見交換を重ね、平成 27 年度に災害時の多言語情報提供を中心に協力することを旨とする「広域多市連携パートナーシップ協定」を締結した。その後、平成 30 年度に城陽市の国際交流協会も加わった(以下城陽市、京丹後市、西宮市、安芸高田市の国際交流協会を「4 協会」という。)

<①京都市城陽市>
人口: 75,734人 外国人人口: 788人 (1.04%)
<②京都府京丹後市>
人口: 53,675人 外国人人口: 492人 (0.92%)
<③兵庫県西宮市>
人口: 484,204人 外国人人口: 7,292人 (1.51%)
<④広島県安芸高田市>
人口: 26,044人 外国人人口: 835人 (2.98%)



※地域における多文化共生を推進するための専門研修の履修など、(一財)自治体国際化協会が指定する条件を満たした方を「多文化共生マネージャー」として認定する事業

取組内容

平成 30 年度に城陽市の国際交流協会が加わった「広域多市連携パートナーシップ協定」に基づいて、4 協会は共同で災害に備えるとともに、災害時は 4 市のセンターが遠隔で協力し合い、また、平時においても多文化共生事業に関する協力や情報共有を行っている。災害への備えとしては、4 市のいずれかで災害が発生した際に、センターでの多言語による情報発信や避難所運営支援、相談業務を、他の市の協会と協力して運営できるように、平成 27 年以降、年 1 回程度の合同訓練を実施している。合同訓練の一例として、令和 2 年の「広域多市連携パートナーシップ避難者聞き取り訓練」では、城陽市で水害が発生し、外国人住民が複数の避難所に避難しているという想定で、他の 3 市のセンターで城陽市の外国人被災者と避難所の運営者のコミュニケーションを支援する訓練が行われた。このような訓練を通じ、遠隔地から連携する方法やそのための機材整備等の検証や改善、運営に関わる人材の育成を行っている。



▲広域多市連携パートナーシップ協定調印式の様子

取組のポイント

■ 遠隔地間の広域連携による発災時の支援の確保
各団体から最も離れた団体までの距離は、それぞれ 230km 以上であり、また、各団体において海岸の有無等をはじめとした地理的環境や人口規模、社会資本・民間施設等も様々である。このため、一つの災害により 4 団体が同時に被災する蓋然性が低く、これにより大規模災害時であっても被災団体に対して残りのいずれかの団体の協会が支援を行うことが期待される。



▲災害時多言語支援センター設置訓練の様子

■ 遠隔での円滑な連携
4 協会は地理的に隣接していないため、合同での訓練や円滑なコミュニケーションの実施に当たっては、平時からの協力や情報共有を密にすることが重要である。そこで、4 協会のスタッフはメッセージングアプリケーションを用いて、災害につながる得る豪雨等の天候情報の共有に加えて、外国人住民支援における課題から、多文化共生施策に関する情報共有まで幅広いテーマで頻りにコミュニケーションをとって、円滑な関係の維持に努めている。

取組による成果・今後の展望

平成 30 年 7 月豪雨(西日本豪雨)では安芸高田市が水害に見舞われ、同市の協会の要請を受けた他の 3 協会が、災害等に関する情報を多言語で発信するための翻訳支援を行った。また、平時においても、外国人住民に対する情報提供の文案を 4 協会が分担して作成することで、事務の効率化、発信の迅速化、言語数の充実に資している。災害時には、地域の特徴や被害状況に応じた柔軟な対応が求められるため、日常的な情報共有や定期的な訓練を通じ、4 協会での対応力向上を図っていくこととしている。

城陽市国際交流協会 TEL: 0774-57-0713
URL: <https://www.jiea.jp/index.html> (取組団体 HP)
京丹後市国際交流協会 TEL: 0772-69-0120
URL: <https://www.facebook.com/kyotangokia/about/> (取組団体 HP)
(公財)西宮市国際交流協会 TEL: 0798-32-8680
URL: <https://www.nishi.or.jp/shisei/seisaku/tabunkakayosei/ni/index.html> (取組団体 HP)
NPO 法人 安芸高田市国際交流協会 TEL: 050-5847-9666
URL: <https://www.facebook.com/aica.akitakata/about/> (取組団体 HP)

No.97 京丹後市国際交流協会 [京都府京丹後市]
外国人散在地域での「多文化共生推進プラン」策定

Keywords : 地域の多文化共生意識の涵養、多様な主体との連携、組織・人材づくり

背景

平成 20 年に設立された京丹後市国際交流協会(以下「協会」という。)は、国際交流事業や日本語教室を実施する中で、市民として地域のために活動したいという外国人住民がいる一方、日本人住民側は外国人住民を「支援される側」として捉える傾向があり、外国人住民も地域の担い手であるとして理解してもらわなければならないと考えた。そのため、まずは京丹後市の多文化共生施策を推進する機運を高めるべく、平成 24 年から 1 回、市職員等を対象に市と協会の共催で「多文化共生研修会」を開催し、多文化共生の理念の浸透を図った。続いて平成 25 年に、協会が市に対して「多文化共生推進プラン策定」についての要望を提出したことを契機に、市と協会が協力して多文化共生推進プランの策定に着手することとなり、その後はこのプランに基づき、多文化共生施策を実施している。

<京都府京丹後市>
人口: 53,674人 (107人/km²)
主産業: 製造業
外国人人口: 492人 (0.92%)
外国人出身国・地域:
①ベトナム
②フィリピン
③韓国
外国人在留資格:
①永住者
②技能実習
③特別永住者



取組内容

「京丹後市多文化共生推進プラン」(以下「プラン」という。)は平成 27 年に第 1 次、平成 30 年に第 2 次が策定された。いずれのプランも「外国人を含めた全ての人が暮らしやすいまちづくりの推進」を目指しており、市総合計画の国際交流・多文化共生・広域連携に関する分野別計画に位置づけられている。プランは、外国人住民や学校関係者、外国人雇用企業、自治会などから選出された委員で構成される「京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会」によって策定されている。また、協会は「多文化共生推進プラン策定事務局」として、政府の施策の調査や市民アンケートの実施及び結果の考察を行い、プランの策定をサポートしている。また、プラン策定のほか、市内で活躍する外国人住民の活動状況等を市広報で周知するなど、外国人は支援される側ではなく、地域の担い手の一員であるとの理解が進むよう、住民に対して多文化共生の啓発活動を行っている。



▲第2次京丹後市多文化共生推進プラン(表紙)

取組のポイント

■ プランの策定後の検討・評価体制
プランを基に、市が行う各施策に多文化共生という観点を取り入れ、施策を実現していくため、庁内・庁外での連携推進体制を整備した。いずれも協会は事務局として関わっている。庁内連携体制としては、庁内各部署の課長級で構成される「多文化共生のまちづくり庁内検討委員会」を毎年開催し、プランに基づく多文化共生施策の進捗や課題を共有している。また、庁外連携体制としては、プランの実施状況を評価する「京丹後市多文化共生推進プラン評価検討会議」を設け、毎年評価を行っている。同会議は推進プランに掲げる施策に関係する団体等を代表する者又は当該団体等の推薦を受けた者及び在住外国人の中から市長が委嘱した委員で構成され、プランの推進に必要な施策について意見提出もしている。実際に、同会議がプランの推進に必要と意見した施策(外国人の子供の居場所づくり、外国人留学生と市内企業との交流会)が実現に至っている。

取組による成果・今後の展望

第 1 次プラン策定時に行った日本人住民向けのアンケートでは、「今後、市が力を入れるべき取組」を尋ねた質問で「外国人が地域活動に参加しやすい環境を整える」という回答は 34.2%であったものが、第 2 次プラン策定時のアンケートでは 47.3%と増加し、外国人住民が地域の一員として活躍することを求める機運が日本人住民の間で高まっている。協会では今後、市が重点施策としている移住・定住分野において、商工観光部と連携して関西圏の大学の留学生と市内企業のマッチングなどを行い、高齢化が進む市への外国人の若者の移住促進を図り、市の施策に多文化共生の観点から協力していく方針である。



▲関西大学の留学生へ市内企業紹介の様子

京丹後市国際交流協会
TEL: 0772-69-0120
URL: <https://ja-jp.facebook.com/kyotangokia/> (取組団体 HP)

編集・発行 京丹後市市長公室政策企画課
カバーデザイン Jessica Jiting Ye

〒627-8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889
TEL : 0772-69-0120 FAX : 0772-69-0901
E-mail : kikaku@city.kyotango.lg.jp